

磐田市子ども読書活動推進計画

(第2次計画)

平成23年度～平成27年度

平成23年6月

磐田市教育委員会

はじめに

21世紀は、「知識基盤社会」(knowledge-based society)の時代であると言われていています。新しい知識・情報・技術の重要性が増し、子どもの「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」の調和した「生きる力」の育成が求められています。とりわけ、子どもの読書活動は、言葉を学び、表現力を高め、感性を磨き、創造力を豊かにするもので、人生をより深く豊かに生きる上で欠かすことのできないものとして、社会全体でその推進を図っていく必要があります。

子どもが豊かな読書体験をしていくためには、乳幼児期からの絵本とのかかわりや、昔話・物語に親しむ機会を持つことに加え、大人が多種多様な本の中から、質の高い優れた本を子どもに手渡し、読書の楽しみを伝えていくことが重要になってきます。そのためにも、家庭・地域・学校・図書館等が、連携・協力して子どもの読書活動を推進していくことが必要だと考えます。

近年、子どもたちの生活環境は、テレビやゲーム、インターネット、携帯電話などの情報メディアの発達・普及により、本に親しむ機会が少なくなるなど読書環境は大きく変化しており、子どもの「読書離れ」、「活字離れ」が指摘されてきました。平成13年12月には「子ども読書活動の推進に関する法律」の公布・施行、平成17年に「文字・活字文化振興法」の成立や「教育基本法」、「図書館法」の改正といった関連法の整備がなされてきました。

本市では、「子ども読書活動の推進に関する法律」に基づく国の「基本計画」及び静岡県の「推進計画」を基に、平成18年2月に第1次「磐田市子ども読書活動推進計画」を策定し、乳幼児期から「本と出会い」そして「本に親しむ」ことができるよう機会と読書環境の整備・充実するための様々な取組を実施してまいりました。

このたび、これまでの取組の成果と課題を踏まえ、第2次「磐田市子ども読書活動推進計画」を策定しました。今後は、この計画に基づき、保護者をはじめ家庭、地域、学校、図書館、関係団体などが緊密に連携を図りつつ、子どもの読書活動を推進させる施策を計画的に展開してまいりますので、市民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

平成23年6月

磐田市教育委員会

教育長 飯田正人

目 次

第1章 基本的な考え方	4
1 計画の目的	4
2 計画の性格	4
3 計画の期間	4
4 計画の基本方針	4
第2章 施策の方向性	8
1 家庭における子どもの読書活動の推進	8
(1) 保護者への啓発の促進	8
(2) 関係課・機関、民間団体等との連携	9
2 地域における子どもの読書活動の推進	10
(1) 市立図書館の整備・充実	10
(2) 幼稚園・保育園・その他関係機関における読書活動推進機能・ 事業の充実	14
(3) 地域の公共施設における子どもの読書活動	14
(4) 地域における子どもの読書推進活動等への支援	15
3 学校における子どもの読書活動の推進	16
(1) 学校における子どもの読書活動の推進のための取組	16
(2) 学校図書館等の機能の強化	19
4 図書館の連携による子どもの読書活動の推進	21
(1) 公立図書館の連携	21
(2) 学校図書館と市立図書館の連携	21
5 啓発・広報等の推進	23

(1) 情報の収集・提供の充実	23
(2) 読書週間及び「子ども読書の日」等における啓発・広報の推進	23
第3章 推進・支援体制の整備等	25
1 市における推進・支援体制の整備	25
2 書店との連携	25
3 報道機関との連携	26
4 施策の実施に向けて	26
重点的取組及び数値目標	27
参考資料	28
1 市立図書館の現状	28
(1) 資料の所蔵状況	28
(2) 利用状況	28
(3) 開館時間・休館日等	28
2 子どもの読書活動推進関係機関一覧	29
3 磐田市子どもの読書活動推進委員	33

第1章 基本的な考え方

1 計画の目的

読書は、活字を媒介として自分自身の力でその本の世界を心の中に描き出す活動です。この読書ならではの作業を通じて、子どもたちは言葉を学び、想像力を豊かなものにしていきます。

テレビ、ビデオ・DVD、ゲーム、インターネット、携帯電話などを媒介とし、子どもでも大量の情報を手軽に利用できる半面、氾濫する断片的な知識によって行動が決定されやすい今日の情報化社会の中では、自ら学び自ら考え、主体的に判断する力や他人を思いやる心、いわゆる「生きる力」が必要です。また、高齢化社会を背景に、長い人生をより良く生きるための「自己啓発力」も求められています。

子どもの頃からの読書習慣の確立は、こうした力を育てていく有効な手段の一つだと考えます。

磐田市における子ども読書活動の推進については、平成18年2月に策定した「磐田市子ども読書活動推進計画」に基づいて施策を展開してきました。

この成果や課題を踏まえ、引き続き本市の子ども読書活動推進のため、「子ども読書活動推進計画(第2次計画)」(以下「推進計画」という。)を策定するものです。

2 計画の性格

この推進計画は、子どもの読書活動の推進に関する法律(平成13年法律第154号。)第9条の規定に基づき策定するものです。また、平成20年3月の閣議決定の国の「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(第2次)」及び平成23年3月に県が策定した「静岡県子ども読書活動推進計画(第2次計画)」を基にしつつ、本市における子どもの読書活動推進の状況や他の計画を踏まえたものです。

3 計画の期間

この推進計画は、前計画の成果と課題を踏まえ、平成23年度から平成27年度までの5年間を見通した、本市の読書活動の目指すべき姿と計画的に取り組むべき施策を示しています。

4 計画の基本方針

磐田市は、市内のすべての子どもが自主的に読書活動を行うことができ、ひいては、市民一人一人が生涯を通じた読書習慣を確立できるよう取り組んでいきます。そのため、以下に述べるような、成長過程に応じた「読書環境の整備」「読書機会の提供」「読書活動の啓発」等の施策を、家庭、地域、学校を通じた社会全体で取り組みます。

基本方針

(1) 「本に出会い、本を知る」

乳幼児期から、子どもが「本と出会い」、そして「本を知っていくこと」は、人生において読書習慣を身につけていく上で大切です。そして、それは心のこもった本の楽しさを保護者が子どもと分かち合うところから始まります。

- ア 親子のふれあいを重視した取組への支援・啓発を図ります。
- イ 図書館など、身近な地域の読書環境を整備します。

(2) 「本に親しみ、本を活かす」

就学期には、読書習慣を身につけ、本に親しむことによって知識を蓄え、心を豊かにすることが望まれます。それが、社会の中で生きていくための糧を得ることもつながります。そこでは、図書館が強い味方になります。また、本を通じた友人等との交わりは、さらに読書の味わいを深いものにします。

- ア 学校全体で読書習慣づくりに取り組む推進体制を整備します。
- イ 学校図書館の活性化を図るため、資料・設備の充実、人的配置の促進に努めます。
- ウ 家庭・学校の読書活動を支援する市立図書館等身近な地域の読書環境を整備します。

(3) 「本と生き、本を伝える」

日常生活を営んでいく上で、私たち誰にも様々な疑問や課題を持ちます。読書はこれらを解決する有力な手段の一つです。成人してからも生涯にわたって本を傍らに置いて人生を歩むこと、そしてその姿を次世代の子どもたちに伝えていくことが望まれます。

- ア 大人自身の読書活動を推進するための啓発と環境整備に努めます。
- イ 親子読書など家庭での読書活動を促進します。
- ウ 地域における読書普及活動への参加を働きかけます。

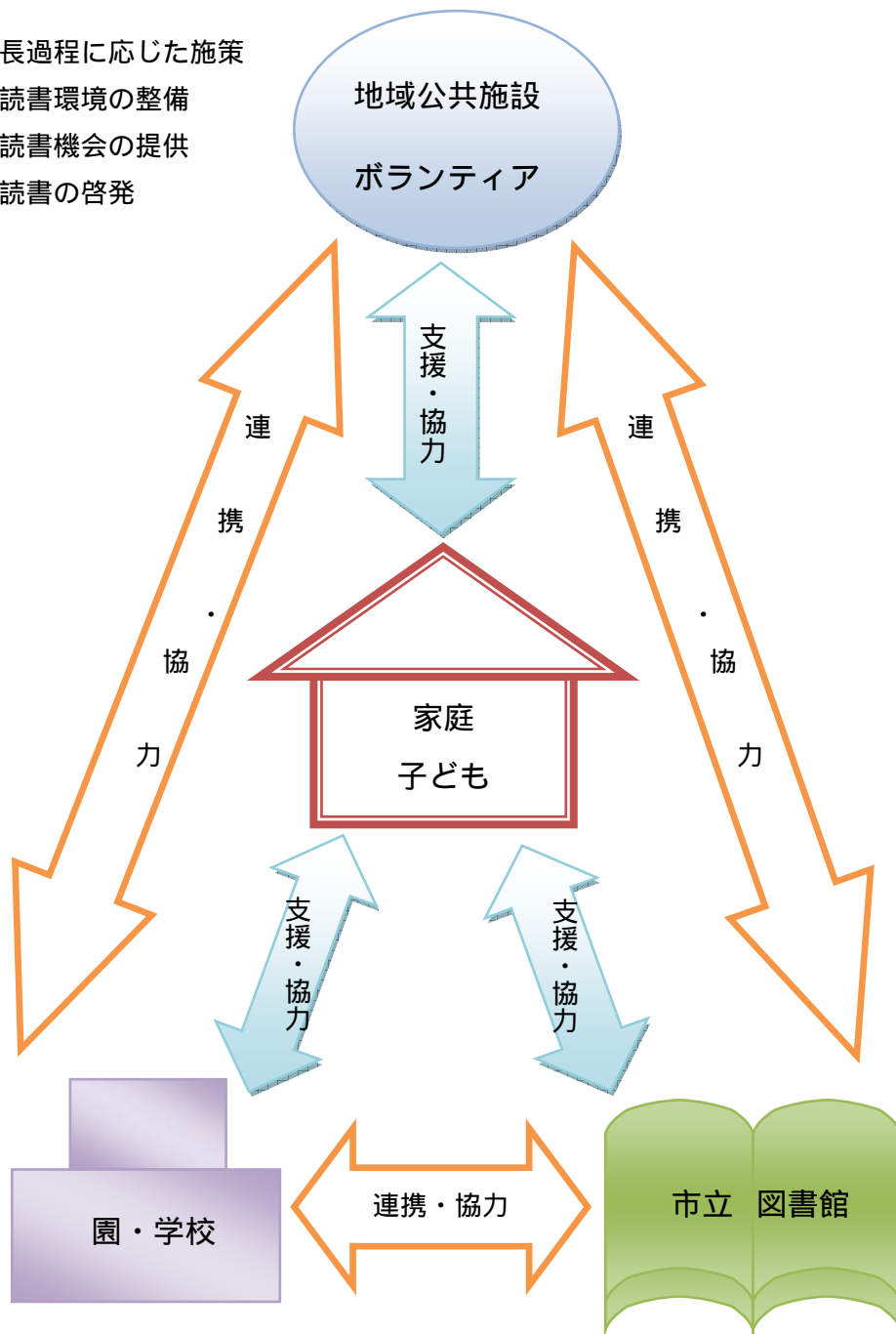
磐田市子ども読書活動推進計画のイメージ

読書県しずおか ~ 県民一人一人が生涯を通じて読書を楽しむ習慣の確立 ~

磐田市

成長過程に応じた施策

- ・ 読書環境の整備
- ・ 読書機会の提供
- ・ 読書の啓発



~ 家庭・地域・学校を通じた取組 ~

計画の目的

計画の概念図

市民が生涯を通じて読書を楽しむ習慣が確立できるよう、子どもの頃から成長過程に応じ家庭・地域・学校を通じた社会全体で読書活動の推進を図る。

【計画の期間：平成 23 年度から平成 27 年度までの 5 年間】

基本方針

- (1)「本に出会い、本を知る」 (2)「本に親しみ、本を活かす」
(3)「本と生き、本を伝える」

成長過程に応じた施策

- (1) 読書環境の整備 (2) 読書機会の提供 (3) 読書の啓発



家庭での読書

- ・保護者への啓発
- ・おはなし会を通じた啓発
- ・親子での読書時間の確保（ブックスタート・茶の間ひととき読書など）の呼び掛け
- ・読書に関する情報提供
- ・人材の育成
- ・公共施設的环境整備
- ・ネットワークづくり



地域での読書

- ・市立図書館の資料充実
- ・市立図書館の児童サービスの充実
- ・専門的職員の養成・配置
- ・在住外国人への支援
- ・幼稚園・保育園の資料充実、職員の研修
- ・公民館・児童館・子育て支援センターなどの環境の整備と市立図書館との連携
- ・障がいのある子どもへの支援
- ・文庫・ボランティア・子ども会などの情報共有・支援



学校での読書

- ・学校内の協力
- ・年間計画の作成
- ・学校図書館の活用
- ・読書目標の設定
- ・市立図書館・ボランティアとの連携
- ・家庭読書の推奨
- ・障がいのある子どもへの支援
- ・外国人児童への支援
- ・資料・設備の充実
- ・学校図書館活性化のための人的配置



図書館の連携

- ・公立図書館の連携
- ・ネットワーク化
- ・レファレンスサービスの充実
- ・学校図書館と市立図書館の連携
- ・団体貸出の利用促進
- ・研修の充実
- ・連絡会の実施
- ・利用指導



啓発・広報

- ・情報の収集・提供
- ・インターネットなどの活用
- ・広報紙（図書館だより等）の発行
- ・読書週間等における啓発

協力・連携

第 2 章 施策の方向性

1 家庭における子どもの読書活動の推進

子どもの読書習慣は日常生活を通して形成されるものであり、読書が生活の中に位置付けられ、継続して行われるよう保護者が配慮していくことが大切です。家庭においては、保護者が読み聞かせをしたり、子どもと一緒に本を読んだりして、読書の習慣づけを図ることや、読書を通じて子どもと感じたことや考えたことなどを話し合い、読書に対する興味や関心を引き出すように働きかけることが望まれます。

そこで、家庭で読書に親しむことの重要性を、様々な機会を通じて保護者に啓発したり、保護者が、気軽に本と関わるができる環境を整えていきます。

(1) 保護者への啓発の促進

<現状>

- ・ 保護者の就業形態の多様化、塾や習い事の時間の増加等、子どもをとりまく生活環境は大きく変化し、親子で読書を楽しむ機会や時間が少なくなっています。また、子ども以上に大人の読書離れが指摘されています。電子書籍やケータイ小説等、新しいメディアでの読書も話題となっています。より良い読書環境の整備や家庭内でのコミュニケーションの時間の確保が必要です。
- ・ 幼稚園の家庭教育学級で、講演会・講座開催の際、絵本や読書をテーマに取り上げ、保護者が知識を深めています。
- ・ 磐田地区及び福田地区のみだった家庭教育学級は、現在は新市全域で活動を実施しています。

<課題>

- ・ 市立図書館や公民館・子育て支援センター等では、親子で参加できるおはなし会等が開催されています。継続した会の運営や運営する職員の育成及び参加の少ない地域への働きかけや広報が必要です。また、母親に限らず、家族の誰もが読み聞かせに携わる重要性を伝えていくことも大切です。
- ・ 「茶の間ひととき読書運動」¹で、家庭での読書を呼びかけています。継続的に啓発活動を行うことが大切です。
- ・ 市立図書館では、一般成人に対し、「子どもと読書」講演会などの講演会を通じて広く読書に対する関心を高めています。講演会の広報や「子どもと読書」に関する図書の充実など、「子どもと読書」を考えるための環境を整えることが大切です。

<施策の方向>

ア 保護者が集まる機会での啓発

- ・ 図書館では、館内や学校・子育て関連施設等での保護者が集まる会など通じて、読書や読み聞かせの重要性についての一層の理解を深めるよう働きかけます。
- ・ 「子どもと読書」について考える機会として講演会や講座などを開催し、広く読書についての意識を高めるように働きかけます。

¹ 「茶の間ひととき読書運動」：小学校3年生を対象に家庭、学校、図書館が協力して進めている読書運動。図書館から各学級に貸出た本を利用して親子でふれあいながら本に親しんでいただく。

- ・ 市民活動推進課生涯学習推進グループでは、家庭教育関連講座で絵本や読書テーマの講演会を実施し、読書活動の推進に努めます。

イ おはなし会等を通じての啓発

- ・ おはなし会等の継続的な運営を行うとともに、参加の少ない年齢層や地域への働きかけを図書館全館が一体となって行います。
- ・ 育児教室等で親子が絵本とふれあう機会となるよう引き続き絵本の読み聞かせを行います。また、それらを提供できる機会や場を増やします。

ウ 読書を通じた親子の時間を持つことの奨励

- ・ ブックスタート事業²では、引き続き事業への参加を働きかけるとともに、乳幼児期から親子で絵本に親しめるような事業を展開していきます。
- ・ 「茶の間ひととき読書運動」では、家庭での読書時間の確保を呼びかけるとともに、本に親しみ読書を楽しむ親子の意識の向上に努めます。
- ・ 親子で参加できるおはなし会等では、読書を通じた「親子の時間」の確保を家庭に呼びかけます。

エ 子どもの読書に関する情報提供による啓発

- ・ 市立図書館では、子どもの成長や興味にあった本のリストを作成し、家庭での子どもの読書に役立つ情報を提供します。また、幼児のための育児教室・相談や家庭教育学級・講座などでリストの活用を薦めていきます。

オ 本と人を結びつける人材の育成

- ・ 市立図書館では、「子どもと読書」に対する職員の意識の統一を図り、子どもの成長にあった本を選定したり、読書相談に応じることのできる人材を増やします。また、家庭での「親子の時間」や「読み聞かせの大切さ」、「読書の大切さ」を、様々な場面で伝えることのできる人材を育成し、また、それらを提供できる機会や場を増やします。
- ・ 地域の施設や学校で、読み聞かせを行って「読書の楽しさ」を子どもたちに伝える人材を育成し、また、その人たちが継続的に勉強していく場を作ります。

(2) 関係課・機関、民間団体等との連携

<現状>

- ・ 健康増進課で行われる乳児のための育児教室（離乳食教室）では、引き続いてブックスタートを取り入れています。また、2歳8か月児対象の育児相談では、待ち時間を利用して図書館職員による絵本の読み聞かせを行い、親子が絵本にふれあう機会を提供しています。
- ・ 市民活動推進課生涯学習推進グループ主催の「家庭教育講座・妊娠期編」等で、中央図書館発行の“子どもに本の楽しみを”の冊子を配布し、本選びの参考にしてもらっています。

<課題>

- ・ 家庭における読書活動の啓発に関する取組について、教育委員会と市長部局との連携、

² 「ブックスタート」：肌のぬくもりを感じながら言葉と心を通わす、そのかけがえのないひとときを「絵本」を介して持つことを応援する運動。健康増進課で行われる離乳食教室で、絵本などが入ったブックスタート・バックをメッセージを伝えながら手渡す。

行政と民間団体との連携や協働は、まだまだ不十分です。

- ・ 家庭教育講座・講演会は、家庭教育全般に関する講義内容となるため、必ずしも、毎年、読書や絵本に関する内容になるとは限りません。

＜施策の方向＞

ア 公共施設における読書環境の整備

- ・ 子どもの本を「いつでも」、「だれでも」、「どこでも」手に取ることができ、身近に感じることができるためには、図書館内の整備だけでなく、子育て支援センターや公民館などの地域の施設と連携し整備していきます。

イ 情報の共有化

- ・ 家庭教育学級長会で、中央図書館発行の“子どもに本の楽しみを”の冊子を配布し、読書活動の重要性についての啓発を図ります。
- ・ 市内の、子どもと読書に関わる団体（文庫等）のネットワーク作りを行い、その活動を紹介して、「子どもと読書」についての情報をそれぞれの団体と共有していきます。

2 地域における子どもの読書活動の推進

子どもの読書活動を推進するためには、子どもの身近なところに読書のできる環境を整備していくことが重要です。

公立図書館は、子どもが、学校外で、本と出会い読書を楽しむことのできる場所であり、地域における子どもの読書活動推進の拠点施設です。

地域の文庫や読書グループ、幼稚園、保育園、公民館、児童館なども、子どもの読書活動の推進に関する理解や関心を広めるとともに、子どもが読書に親しむ様々な機会を提供するなど、子どもの自主的な読書活動を推進する上で、大きな役割を果たしています。

これらを踏まえ、関係団体・機関における子どもの読書関連事業の充実が図られるよう働きかけるとともに、県立図書館との連携を図って、地域における読書環境の充実に努めます。

(1) 市立図書館の整備・充実

① 図書館資料

ア 児童図書資料

＜現状＞

- ・ 現在、市内の子ども0歳から12歳までの人口は20,908人です。
*平成23年3月末現在
- ・ 図書館にある、それらの年齢に向けた図書資料は市内5館合わせて
249,601冊（一人当たり11冊） *平成23年3月末現在

＜課題＞

- ・ 図書館では読書活動を推進するにあたり、市内のすべての子どもたちが多くの良書と出会い、読書を楽しむことで個々の生活がより充実したものとなるように、子どものまわりに多くの児童図書が整備される環境づくりを目指していかなければなりません。このため、教育施設や地域施設への団体貸出の規模を拡大させることが必要となり、更なる児童図書の充実が望まれます。

＜施策の方向＞

- ・ 児童図書資料の整備・充実に努めます。
- ・ あらゆる状況の子どもたちが手にとれるような図書資料の収集に努めます。

<努力目標>

- ・ 児童図書の蔵書冊数(12歳以下の子ども1人あたり) 13冊以上
経年変化³

イ ヤング アダルトサー ビス⁴の充実

平成 22 年度(実績)	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
11 冊	11 冊	11 冊	12 冊	12 冊	13 冊

<現状>

- ・ 平成 22 年 4 月から 9 月までの、13～15 歳の図書館資料年齢別貸出統計によると、市内の中学生の一人当たりの貸出冊数は 3 冊で、幼児 6.8 冊、小学生 11.5 冊に比べ大きく下回っています。(システムの更新のため、この期間で調査)
*6 歳以下(75,057 冊/11,055 人) 小学生(113,493 冊/9,837 人)
中学生(14,513 冊/4,898 人)
- ・ 小学生までは図書館に通い、読書を楽しむ子どもも、中学生になるとクラブ活動等学校生活が忙しくなり、図書館通いや読書への関心が薄れる傾向にあることが表れています。

<課題>

- ・ 中学生の図書館利用が増加するよう、様々なサービスに取り組むとともに、感性の豊かな時期に中学生の心の成長を促し、教養を身につけ、未来への明るい希望を持たせるような幅広い分野の良質な図書資料を早急に充実させる必要があります。
- ・ 高等学校の図書館との情報交換が望まれます。

<施策の方向>

◇ 中学・高校生への図書館サービス

- ・ 中学・高校生のための図書を揃えたヤングアダルトコーナーの充実に努めます。
- ・ 中学・高校生向けにおすすめの本を紹介したリストを作成し、配布します。
- ・ 今後も市内の中学校に団体貸出を利用してもらうよう、積極的なPR活動を行います。
- ・ 高等学校図書館と情報を交換し、連携を図ります。

② 図書館における子どもの読書環境の整備

<現状>

- ・ 子どもが日常的に読書に親しむためには、子どもを取り巻くあらゆる環境で本が整備・充実されていなければなりません。
- ・ 平成 17 年 4 月の合併後も、小・中学校や地域の各施設と連携し、市内全域で、ブックスター

³ 算出方法 蔵書数(全館)÷年齢別人口(0歳～12歳 外国人含む 磐田市統計)

参考: H19 年度 11 冊 H20 年度 11 冊 H21 年度 12 冊 (H22 年度に資料の整理を行ったため 11 冊から。県の目標値は 10 冊)

⁴ 「ヤングアダルトサービス」: 中学・高校生向けのサービスのこと。

ト、「茶の間ひととき読書運動」、小・中学校への団体貸出など、様々なサービスを行ってきました。

- ・ 合併前からそれぞれの市町村で独自に行ってきた児童サービスを、合併後の全館で実施できるよう各館で協力し合い、充実した読書環境を整備するよう努めてきました。

＜課題＞

- ・ 今後も、新たな児童サービスの可能性を探り、実施に努めなければなりません。

＜施策の方向＞

ア ブックスタートの普及

- ・ ブックスタート事業の定着を図り、PR活動やフォローを行うことで参加率の増加に努めます。

イ 講座・行事の充実

- ・ 子どもが幼いうちから親子で本に親しめるように、工夫を凝らした行事等を計画することで、図書館を訪れる機会を増やすよう努めます。

ウ 団体貸出の充実

- ・ 機会あるごとにPRを行い、市内の小・中学校に団体貸出を利用してもらえるよう努めます。

エ 障がい児へのサービス

- ・ 障がいのある子どもたちのために「点訳本」、「布の絵本」、「拡大写本」等の障がい者向け図書資料の充実に努めます。また、特別支援学級や特別支援学校への団体利用促進のPR活動を行い、希望に応じて団体貸出を行います。

オ 本の紹介リストの作成

- ・ 子どもが自分の読みたい本を決める時の手助けとなるように、各年齢に合わせたおすすめ本の紹介リストを引き続き作成し、配布します。⁵
- ・ 各年齢のおすすめ本の紹介リストの作成・配布後は、読み聞かせに適した本を紹介するリストを作成し、配布します。
- ・ 作成済みのリストの見直しを図ります。

カ 施設に出向くサービス

- ・ 子どもたちが本に親しむ機会を増やすために、幼稚園、保育園、小・中学校の希望に応じ、司書がこれらの施設に出向き、おはなし会やブックトークを行います。
- ・ 図書館に通うことが困難な遠隔地に住む子どもたちを対象に司書が地域の公共施設や教育施設に出向き、読み聞かせやブックトークを行います。また、豊岡図書館では、遠隔地に住む小学生のために定期的に出向き、児童図書資料の貸出を行うことで本に親しむ機会を増やします。

キ 児童の特集コーナーの設置

- ・ 「こどもとしょかんだより」に掲載した本を、全館で特集コーナーを設置して紹介します。
- ・ 様々なジャンルの本に親しんでもらえるよう、特設コーナーを設置して本の紹介を行います。

⁵ 平成23年度からは小学校高学年向けリストを作成
あかちゃん向け、乳幼児向け2種類、小学校低学年・中学年向けリスト は発行済み

＜努力目標＞

図書館の児童図書の年間貸出冊数(12歳以下の子ども1人あたり) 27冊以上
経年変化⁶

平成22年度(実績)	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
25冊	25冊	25冊	26冊	26冊	27冊

③ 専門的職員の養成・配置

＜現状＞

- ・ 図書館には、児童サービスの担当者を配置していますが、他業務との兼務や担当職員の減員により研修などの知識・技術の養成時間が不足しています。
- ・ 図書館の司書の有資格者は66%(平成23年4月現在の図書館職員の割合)です。

＜課題＞

- ・ 子どもの読書活動の推進にあたり、子どもの成長の過程と子どもの本を知り、児童サービスの技術を身につけた専門の司書を計画的に養成する必要があります。

＜施策の方向＞

◇ 職員の充実

- ・ 児童サービスの充実にあたり、担当職員の適正な人数、配置を図ります。
- ・ 司書がより高度な知識・技術を得られるように研修の機会を増やします。
- ・ 全館で統一的な見解で児童サービスが行えるよう、担当職員による情報交換や打ち合わせを定期的に行います。

④ 在住外国人の子どもへの支援

＜現状＞

- ・ 現在、磐田市では0歳から15歳までの子どものうち、4.3%(平成23年3月末現在)が外国人です。在住外国人の内訳を見ると、ブラジル人が全体の約68.7%(平成23年4月末現在)を占めています。外国語資料の収集に努めましたが、ポルトガル語の資料をはじめ、外国語資料はまだ不足しています。
- ・ 外国語の利用案内を作成したり、広報等でPRをしていますが、外国人の利用者数は多くありません。
- ・ 語学教育(日本語)の教材の充実に努めましたが出版資料が限定的なため、思うようには収集できません。

＜課題＞

- ・ 帰国児童・生徒へのサービスについても考える必要があります。

＜施策の方向＞

◇ 在住外国人の利用促進

- ・ 広報のポルトガル語版を通じて、図書館利用を呼びかけたり、利用案内等の各種資料の外国語版を随時作成し、機会あるごとに、図書館利用のPRを行います。

⁶ 算出方法 児童書貸出数(全館)÷年齢別人口(0歳～12歳 外国人含む 磐田市統計)

参考 H19年度 23冊 H20年度 24冊 H21年度 25冊(H22年度に資料の整理を行ったため25冊から 県の目標値は24冊)

- ・ 外国語資料を充実させ、提供できるよう努めます。
- ・ 外国人の子ども向けの図書目録を作成して関係機関に配布します。
- ・ 子ども用の語学教材(日本語)の資料の充実を図ります。
- ・ 市民活動推進課生涯学習推進グループ及び関係団体との情報交換を行います。

(2) 幼稚園・保育園・その他関係機関における読書活動推進機能・事業の充実

① 幼稚園・保育園における子どもの読書活動

◇ 保育の中でやっていること

<現状>

- ・ 毎日保育の中で職員による読み聞かせを実施しています。また、様々な人による読み聞かせも計画的に実施しています。(保護者、地域ボランティアや図書館職員など)
- ・ 自由な時間に自由に絵本に触れる環境を用意しています。
- ・ 園文庫や図書館の絵本の貸出を行っています。

<課題>

- ・ 職員の読み聞かせ技術や絵本の知識について向上を図る研修の必要があります。

<施策の方向>

ア 幼稚園・保育園の図書の整備充実

- ・ 図書コーナーの整備や絵本等の充実を働きかけるとともに、市立図書館の情報を提供し、子どもたちが本に親しむ機会を増やします。

イ 職員の研修の充実

- ・ 職員の読み聞かせ技術や絵本の知識を増すとともに、職員自身が絵本の魅力を感じることができるよう研修の充実を図ります。

② 読書推進のための家庭啓発

<現状>

- ・ 保護者への子ども読書活動の理解と関心を高めるため、園だよりや学級だより、絵本の講演会を通じて、読み聞かせは親子の大切なふれあいの手立てとして、その大切さを啓発しています。
- ・ 絵本の読み聞かせに目を輝かせて聞き入る子どもたちの姿を見ることで、読み聞かせの素晴らしさを体感し、実際の読み聞かせにつなげるようにしていきます。

<課題>

- ・ 絵本の読み聞かせの大切さを浸透させていくための手立ての難しさがあります。

<施策の方向>

◇ 啓発活動の推進

- ・ 保護者に対して読み聞かせの大切さを知らせる等、読書啓発活動を促進します。園だより・学級だよりや講演会等の開催を通じ、読み聞かせの大切さを伝えたり、絵本を紹介したりするなどの啓発をしていきます。

(3) 地域の公共施設における子どもの読書活動

<現状>

- ・ 公民館、児童館、子育て支援センターなどで図書コーナーを設置し、本の貸出や閲覧を行

っています。また、各施設において、ボランティアと協力するなど様々な方法で読み聞かせを実施しています。⁷

- ・ 子育て支援センター、児童館、放課後児童クラブなどでは、図書館との協働によるおはなし会や保護者への読書啓発事業を実施したり、図書館の団体貸出を利用したりするなど、図書館と連携して読書活動に取り組むところもあります。
- ・ 各地区で行われる「離乳食教室」や「2歳8か月児相談」の機会を利用し、ブックスタート事業や図書館職員による読み聞かせを実施しています。

<課題>

- ・ 公民館、児童館などの図書コーナーは、内容や蔵書数がまちまちであり、資料整備が必要なところもあります。
- ・ 地域の公共施設と図書館との連携は、まだ十分とは言えません。

<施策の方向>

ア 地域の公共施設の子ども読書関連事業の実施

- ・ 公民館、児童館、放課後児童クラブ、子育て支援センター等、地域の公共施設では、図書コーナーの整備を図るとともに、子ども読書関連事業(おはなし会、保護者へ読書の楽しさを伝える活動等)を継続的に実施していきます。

イ 図書館と地域の公共施設の連携について

- ・ 図書館では、市内の公共施設に計画的に団体貸出を行います。また、各施設が行う読書活動を支援し、要請に応じて各施設に出向き、おはなし会や講座などを行います。

(参考:公民館等の図書の入替 1年に3回 14施設へ 1回につき120冊を入替)

ウ 障がいのある子どもの読書活動の支援

- ・ 点字図書館や児童福祉施設等とも連携を図り、障がいのある子どもの読書活動を支援します。
- ・ 点訳・朗読奉仕員等のボランティアを養成するとともに、その専門的技能の向上を図ります。

(4) 地域における子どもの読書推進活動等への支援

<現状>

- ・ 子ども文庫、読み聞かせボランティア、子ども会等、子どものための地域活動団体が多数活動し、子どもが本に出会うための機会の提供に大きく寄与しています。

<課題>

- ・ これら地域活動団体が連携を図り情報交換をしながら、子どもの読書活動の推進を図っていく必要があります。
- ・ ボランティアの養成やスキルアップ、ボランティア活動が円滑に行われるための取組を充実する必要があります。

<施策の方向>

ア 読書ボランティアの養成

- ・ 読書に関わるボランティアについて、その活動実態を把握し、学校や地域の公共施設等で十

⁷ 公民館：14館 児童館：2館 子育て支援センター：4箇所 その他施設で図書コーナーを設けています。

3つの児童クラブでは、児童が本を閲覧したり貸出をしています。

分なボランティア活動ができるよう、また、情報交換ができるよう、ボランティアの協力体制づくりに取り組んでいきます。

- ・ 読み聞かせボランティア養成のための講座やスキルアップのための研修の場を提供するとともに、県主催の講座への参加を呼びかけるなど、ボランティアの人材養成に努めます。

イ 広報活動による情報提供の充実

- ・ 図書館では、子ども文庫、読み聞かせボランティア、子ども会等地域団体に向けて、団体貸出や調べ物の手助けなど、図書館が行っているサービスについて積極的にPRしていきます。
- ・ 読み聞かせに向く絵本や行事に合わせた絵本の紹介など、本に関する情報を提供し、地域団体の読書活動を支援します。

3 学校における子どもの読書活動の推進

学校は、従来から国語など各教科等における学習活動を通じて、読書活動を行っており、子どもの読書習慣を形成していく上で、大きな役割を担っています。

新しい教育基本法の理念を受けて、平成19年6月に改正された学校教育法の第21条においては、義務教育として行われる普通教育の目標の一つとして「読書に親しませ、生活に必要な国語を正しく理解し、使用する基礎的な能力を養うこと」が新たに規定されました。

また、平成20年の学習指導要領の改訂において、各教科等における言語活動を充実し、引き続き学校図書館の活用を図るとともに、学校における言語環境を整えることが強調されました。

このようなことを受け、学校図書館の整備、充実を進め、子どもの自発的、主体的な学習活動を支援し、教育課程の展開に寄与する学習情報センターとして、また、創造力を培い学習に対する興味・関心等と呼び起こし、豊かな心をはぐくむ読書センターとしての機能を果たし、学校教育の中核的な役割を担えるようにします。

更に、学校図書館の運営にあたっては、校長の理解・指導の下、図書主任・司書教諭が中心となり、教職員やいわゆる学校司書、ボランティアが連携、協力する体制づくりを進めます。

(1) 学校における子どもの読書活動の推進のための取組

① 学校内の協力体制の確立

<現状>

- ・ 学校の組織の中に学校図書館部等を位置づけ、全校体制で取り組もうとしている学校や司書教諭、図書主任等を中心に積極的な読書活動を行う学校があります。

<課題>

- ・ 司書教諭が発令されていても、その役割が十分発揮される環境が整っていないという意見もあります。
- ・ 学校図書館部の位置づけをさらに確かなものにする必要があります。

<施策の方向>

ア 学校内の協力体制の確立

- ・ 校内では、校長の理解・指導の下、校内研修等を通じて教職員全体の共通理解を図ります。学校図書館を活用した学習についても校内研修等を通じて、共通理解と実践を促進します。
- ・ 学校組織の中に学校図書館部等を位置づけ、図書主任や司書教諭を中心に全校で取り組む

体制づくりを働きかけます。

イ 年間計画等の作成

- ・ 年間計画等の作成により、学校図書館の充実とともに、各教科等の学習を中心に全教育活動における学校図書館の計画的な活用が図られるよう研修機会等を通じて周知に努めます。

② 読書活動及び学校図書館を活用した学習活動の充実

<現状>

- ・ 朝読書を実施する学校は、小学校95.6%、中学校100%の学校が実施しています。読み聞かせは、小学校95.6%、中学校は60%です。
- ・ 学校独自の読書週間を設けたり、読書会や紙芝居、ブックトーク、アニメーション等多様な読書活動を実施したりする学校が増えています。
- ・ 学校における必読図書・推薦図書を定めている学校は、小学校では83%、中学校では60%です。小学校では子どもたちの発達段階に合わせ、「絵本100選」を定めているところもあります。
- ・ 読書目標冊数を定めてある学校は、小学校65%、中学校20%です。目標冊数は発達段階に合わせて設定したり、年間、月毎で設定したりと各校で異なっています。
- ・ 司書教諭が学級担任や教科担任と連携して学習活動を支援する「図書の時間」を実施している学校があります。

<課題>

- ・ 授業時数等の確保のため、朝読書の時間や回数を削減する学校があります。
- ・ 「図書の時間」を時間割に位置づけたり、年間計画に基づいて取り組んだりすることが今後の課題です。
- ・ 学校図書館の学習情報センター的機能が認知されず、活用が十分でないという意見もあります。
- ・ 必読図書や推薦図書の内容や冊数が学校により大きな違いがあります。また、学校によっては定めていないところもあります。

<施策の方向>

ア 朝読書、読み聞かせ等全校で取り組む読書活動の実施

- ・ 小・中学校の朝読書や読み聞かせ等の実施回数や実施時間が増加するよう取り組みます。

イ 1か月の目標読書冊数の設定

- ・ 児童生徒の1か月の読書冊数を小学校低学年8冊以上、中学年6冊以上、高学年4冊以上、中学生3冊以上にすることを目指します。

ウ 推薦図書や必読図書の選定

- ・ 発達段階や地域の特性などを踏まえた推薦図書や必読図書を選定するよう、県立や市立図書館の情報等を利用したり、学校間で情報交換したりして実施に努めます。

エ 学校図書館を活用した学習の推進

- ・ 子どもの主体的・意欲的な学習活動の取り組みの充実や情報活用能力等の育成のため、すべての教科等を通じて様々な文章や資料を読んだり調べたりするなど、学校図書館を計画的に活用した学習を推進します。

③ 家庭・地域との連携

<現状>

- ・ 学校図書館ボランティアの協力を得ている学校が増えています。
- ・ 家庭において、保護者が子どもに読み聞かせをしたり子どもと一緒に読書をしたりするなど、家庭(親子)読書の勧めを行っている学校も増えてきています。
- ・ 図書館職員による利用指導や団体貸出など学校を支援するサービスを利用している学校があります。
- ・ 磐田市では、小学校3年生を対象に「茶の間ひととき読書運動」を推進しています。その趣旨を受け、各校では家庭での親子読書を勧めたり、保護者ボランティアを募集して読み聞かせ活動を行ったりして、家族ぐるみで読書に親しむことができています。

<課題>

- ・ 学校図書館の機能や現状について、市立図書館に周知されていないため、連携の在り方について示す必要があります。
- ・ 家庭での読書習慣の確立までには手立てが必要だという意見も聞かれます。

<施策の方向>

ア 図書館職員、ボランティアとの連携

- ・ 市立図書館職員、保護者や地域住民によるボランティア等の協力を得て、学校図書館の活性化を図ることを促します。

イ 読書習慣確立のための家庭読書の推奨

- ・ 読書習慣の確立や読書を通して家族のコミュニケーションを深めるための取り組みとして家庭読書を推奨します。

ウ 学校だよりや学年だより等を通して親子読書の勧め

- ・ 親子読書の実践例や読まれている本を紹介します。

④ 障がいのある子どもの読書活動の推進

<現状>

- ・ 特別支援学級では、一人一人の子どもの障がいや発達段階に応じた教育を重視しています。教室に読書コーナーを設け、子どもの実態に合った本が身近に置かれているよう選書に配慮しています。また、読み聞かせ活動も回数を多く設け、子どもがいろいろな本と親しめる環境づくりに努力しています。
- ・ 特別支援学級の児童生徒が利用できる図書資料は小学校で43%、中学校で10%とまだ十分ではありません。

<課題>

- ・ 子どもたちの多様な障がいの状態やニーズに応じた読書活動の工夫が望まれます。

<施策の方向>

◇ 障がいの状態に応じた読書活動の体験

- ・ 障がいの状態に応じた教育活動を展開する中で、計画的に子どもが読書活動の体験ができるように工夫します。
- ・ 特別支援学級経営予算を有効活用し、生活単元などを行うにあたり資料になる図書や子どもの障がいの状態に合わせた本を購入し、充実を図っていくよう促します。
- ・ 授業の中で読み聞かせや絵本を使った授業展開を工夫し、子どもが言葉のひびきを味わい感性を豊かに育てるような読書活動の体験ができるようにします。

⑤ 在住外国人の子どもの読書活動の推進

<現状>

- ・ 磐田市の学校における在住外国人児童数は経済の動向により大きく左右されます。5年前と比べ横ばいです。ブラジル人の子どもが多いため、ポルトガル語版の教科書や図書資料の提供が望まれています。また、外国語版の本の読み聞かせを行う人材も不足しています。
- ・ 学級文庫に簡単な絵本を置いたり、学校図書館にポルトガル語の本のコーナーを設置したりして、読書環境づくりに努めています。

<課題>

- ・ 母国語も日本語も読めないという子どももあり、家庭での読書に対する意識を高めていくような支援も必要です。
- ・ 学校では日本語指導を優先するため、外国語での読み聞かせの時間が取れません。

<施策の方向>

ア 市立図書館との連携

- ・ 市立図書館から外国語版の本の団体貸出を受け、身近に子どもが読んで楽しめる本をそろえるよう読書環境の充実を図っていきます。また、市立図書館に出かけ、ガイダンスを受けたり、利用者カードを作成したりするなど、利用意欲を高めていくようにします。

イ 家庭への啓発

- ・ 子どもの実態に合わせた本を紹介し、親子で一緒に読書をするよう、家庭における親子読書を奨励していきます。

(2) 学校図書館等の機能の強化

① 学校図書館の資料・設備の充実

<現状>

- ・ 図書資料等をデータベース化している学校の割合は小学校が100%、中学校が80%です。
- ・ 各教室や廊下などに図書コーナーを設け、本と親しめる環境づくりに配慮する学校が増えています。

<課題>

- ・ 蔵書数が十分でない学校があり、特に学習指導に必要な資料の充実が求められています。また、内容が時代に合わなくなった古い資料の廃棄が十分進んでいない学校もあります。
- ・ 障がいや発達段階に応じた図書資料等が十分ではありません。また、読書に集中できる図書館環境の整備も十分とはいえません。

<施策の方向>

ア 魅力的な図書資料等の計画的な整備・充実

- ・ 子どもの知的活動を増進し、様々な興味・関心に応える魅力的な資料を整備・充実させるよう努めます。また、各教科等における多様な学習活動を展開するために必要な資料を計画的に整備していきます。内容が時代と合わなくなった図書の廃棄、更新を行いつつ計画的な図書購入による図書標準の達成に努力します。

イ 施設・設備の整備・充実

- ・ 学校図書館の施設・設備については、学校司書と相談したり、学校間で情報交換したりする中で、読書スペース及び学習スペースの整備・充実が進められるよう働きかけていきます。

ウ 学校図書館の情報化

- ・ 蔵書のデータベース化や校内LANの整備によるインターネットの利用ができるよう、学校図書

館にコンピュータを整備し、学習・情報センター的機能を強めます。

エ 学校間、市立図書館との連携による図書資料等の有効活用

- ・ 定期的に連絡会を持つなどして近隣の学校間、市立図書館との連携を進め、図書資料等の有効活用を促進します。

② 学校図書館活性化のための人的配置

<現状>

- ・ 小・中学校では、平成22年度12学級以上のすべての学校に司書教諭を配置しています。また、中学校では11学級以下の学校においても配置が進められています。
- ・ 学校図書館の諸事務を担当する「いわゆる学校司書」は平成22年度、全ての小・中学校で週1日か半日配置されています。

<課題>

- ・ 図書主任や司書教諭は、学級担任や分掌の関係で図書館業務以外にも様々な業務を抱える中で十分な機能を発揮できていないという現状があります。

<施策の方向>

ア 司書教諭の発令促進

- ・ 小学校の11学級以下の学校においても、司書教諭が発令されるよう努めます。

イ 司書教諭の校務分掌等の配慮

- ・ 司書教諭がその職責を十分果たせるよう他の教職員の司書教諭の職務に対する理解を促し、授業時数の軽減(小学校・中学校では12学級以上の学校で3時間程度)や校務分掌等への配慮を働きかけます。また、司書教諭が読書指導や調べ学習など学校図書館の機能を活用した授業の支援等を行う「図書の時間」を設けるなどして、教育課程において学校図書館活用時間を位置づけることを促進します。

ウ いわゆる学校司書の全校配置の促進

- ・ 学校司書は学校図書館の諸事務に当たるとともに、レファレンスサービスや教材等の準備への協力により学習活動や読書活動への支援が期待されており、勤務が今後も続くよう関係諸機関に働きかけます。その中で、学校司書の必要性や学校司書配置の効果について共通理解を深めます。

<努力目標>

○目標項目	小・中学校	平成22年度実績	平成27年度	備 考
○朝読書実施学校数の割合	小学校	95.6%	100%	1週間の読書回数の増加
	中学校	100%	100%	
○読み聞かせ実施学校数の割合	小学校	95.6%	100%	ボランティアの募集・資質向上
	中学校	60%	100%	
○1か月目標読書冊数	小学校	8冊	低中高別	低学年8冊 中学年6冊
	中学校	3冊	3冊	高学年4冊
○図書標準達成学校数の割合	小学校	30%	60%	計画的に予算化
	中学校	10%	30%	

○司書教諭 配置学校数の割合	小学校	78%	100%	小規模校(12学級未満)へ配置 司書教諭としての週時数(3)
	中学校	100%	100%	
○学校司書 配置学校数の割合	小学校	100%	100%	嘱託等の巡回訪問
	中学校	100%	100%	

4 図書館の連携による子どもの読書活動の推進

磐田市の子どもの多様な読書活動に応えるために、市立図書館と市内学校図書館の連携をより深めるとともに、県立図書館や県内各市町との図書館のネットワーク化を推進し、館種を超えた連携を図っていきます。

(1) 公立図書館の連携

<現状>

- ・ 県立図書館と27市町の公立図書館が加入する「静岡県横断検索システム」に市立図書館も参加し利用することで、子どもたちが要望する本の相互貸借業務を効率的に進めています。
- ・ 中遠・東遠同士(磐田市・御前崎市・掛川市・菊川市・袋井市・森町)の業務提携(利用者カードの発行・貸出・返却)をすることで、より多くの資料に子どもたちが触れる機会が増えています。

<課題>

- ・ 資料費が減少する中で、多くの子どもたちの要望に応じて行くためには、県立図書館や他市町立図書館との相互貸借ネットワーク化をより一層推進する必要があります。

<施策の方向>

ア 図書館のネットワーク化の推進

- ・ 県横断検索システムに参加することで、県内市町の図書館資料を検索し、図書館間の情報ネットワーク化を担います。また、中東遠地区広域(磐田市・御前崎市・掛川市・菊川市・袋井市・森町)の図書館業務の一部(住民の相互利用)が平成23年4月1日から提携されることで、より多くの資料を地域の子どもたちに提供します。

イ レファレンスサービスの充実

- ・ 県立図書館及び県内市町図書館や関係機関と連携協力し、レファレンスサービスの充実に努めます。

(2) 学校図書館と市立図書館の連携

<現状>

- ・ 市立図書館では、各地区の学校で盛んになった調べ学習や読書推進活動に対応するため、団体貸出等により支援が行われています。また、学校からの要請で図書館職員が学校に出向き、読み聞かせやガイダンス(図書館の利用方法等)を行っています。
- ・ 豊岡地区では、定期的に地域の学校に出向き移動図書館を行っています。
- ・ 「茶の間ひととき読書運動」を通じて、市内全小学校3年生児童とその家族に対し、子どもたちに読書の楽しさを伝え、保護者には読書の大切さを再認識してもらい、家庭(親子)で本に親しむ運動を展開しています。
- ・ 平成20年度より小学校新一年生全員を対象に市立図書館利用者カードの交付を開始し、

ブックリスト「読んで！読んで！！初級編」と「子ども用利用案内」を配布し、児童の読書環境の整備を図っています。

＜課題＞

- ・ 学校図書館と市立図書館の連携を円滑にするため、十分な情報交換が必要です。現在年1回、毎年6月に「学校及び図書館連絡会」を開催し、市内全小・中学校の担当及び、学校司書、図書館担当者で情報交換会を実施していますが、より連携を密にするためには、地区ごとの定期的な情報交換会の実施が必要です。
- ・ 学校から「図書館資料を使った教科学習年間計画」や「図書館利用指導計画」を年度当初に示し、時期に応じた図書館の資料提供を実施していく必要があります。
- ・ 他市⁸で設置が進んでいる、学校図書館支援センターの早期設立が必要です。

＜施策の方向＞

ア 市立図書館の利用指導

- ・ 子どもたちに市立図書館をより身近なものに感じてもらうため、ブックトークや図書館ガイダンス、校外学習を通じて利用指導を行います。また、調べ学習をするための資料の探し方などを理解してもらいます。
- ・ 小学校入学時に利用者カード申込書を配布し、申請者にはカードの交付を行います。利用案内を小学校・中学校・高校・大学の新生へ配布します。

イ 調べ学習への協力

- ・ 学校から「図書館資料を使った教科学習年間計画」や「図書館利用指導計画」を年度当初に示してもらい、時期に応じた市立図書館の資料の提供を実施していきます。
- ・ 学校の調べ学習等での市立図書館のレファレンス機能の利用を促します。

ウ 団体貸出の利用

- ・ 学校図書館では不十分な資料について、市立図書館の団体貸出で協力します。また、市内の小・中学校だけでなく、幼稚園や保育園にも同様に協力します。
- ・ 「茶の間ひととき読書運動」を通じて、親子で本に親しむ運動を展開します。

エ 研修の充実

- ・ 学校図書館担当職員（司書教諭並びに学校司書等）や学校ボランティアに対して、県主催の研修会などに積極的に参加してもらい、情報交換や専門的技術の向上を図ります。

オ 市立図書館の司書の派遣

- ・ 学校からの依頼により、読み聞かせやガイダンス、図書に関するお話等を行います。

カ 定期的な連絡会等の実施

- ・ 市立図書館と学校図書館は、相互に理解、協力ができるよう定期的に情報交換の場を設けます。地域ごとの定期的な情報交換会を実施します。

キ 学校図書館支援センター設置の検討

- ・ 学校図書館支援センターの設置を検討します。

⁸ 袖ヶ浦市、市川市、奈良市、松江市、浜松市など多数の市において設置運営している。

5 啓発・広報等の推進

読書の重要性を市民に周知するためには、各関係機関がその重要性を認識し、市全体で、市民に向けて啓発・広報等の活動を行っていく必要があります。

市では、学校・市立図書館・地域の公共施設等において、市民の読書啓発につながる方策を継続的に検討し実施します。また、子どもの読書活動に関する様々な情報の収集・提供に努め、子どもの読書に対する市民の理解・関心が高まるよう働きかけていきます。

(1) 情報の収集・提供の充実

<現状>

- ・ 学校や市立図書館では、子どもの読書活動に関する情報の収集・提供に努めインターネットの活用、広報紙の発行、ブックリストの作成などを行っています。市立図書館ホームページのアクセス数は年々増加しており、情報提供の有効な手段となっています。

<課題>

- ・ 家庭や地域、市民一般に十分な情報提供できるよう、県や近隣市町の情報も含め、幅広い情報を収集・提供していく必要があります。

<施策の方向>

ア ホームページや広報紙による情報提供

- ・ 県のホームページでは、県の各関係部局、各市町が収集した子どもの読書活動に関する情報を提供しています。これらの情報を活用するとともに、市立図書館ホームページや市広報紙などによっても情報の提供に努めます。また、在住外国人の子どもがいる家庭にも情報が提供されるよう、報道機関等とも連携を図り、情報発信に努めます。

イ 学校・市立図書館、地域活動団体を通じての情報提供

- ・ 保護者や地域住民には、学校や市立図書館等を通じ、子どもの読書活動に関する情報を提供していきます。
- ・ 市立図書館では、「図書館だより」、「こどもとしょかんだより」などを発行し、本に関する情報やイベントを提供します。

ウ ブックリストの作成

- ・ 市立図書館では、子どもの成長段階や状況に応じたブックリストを作成し配布します。すでに作成を済ませている絵本のリスト、小学校低学年・中学年向けのリストについては、配布を継続し、リストの活用を進めていきます。また、小学校高学年向けの本のリスト・読み聞かせ用ブックリストや中学・高校生向けの本の紹介、外国人向けの子どもの本の目録については、順を追って作成に向けた取組をしていきます。

(2) 読書週間及び「子ども読書の日」等における啓発・広報の推進

<現状>

- ・ 学校や市立図書館では、読書週間や「子ども読書の日」に合わせて様々な取組が行われていますが、実施状況はまちまちで、十分とは言えません。

<課題>

- ・ 家庭や市民一般に、読書週間や「子ども読書の日」の周知を図るとともに、学校や市立図書館

などでは、この日にちなんだ工夫ある取組を行い、子どもの読書推進を図っていく必要があります。

＜施策の方向＞

◇ 読書週間及び「子ども読書の日」を通じた啓発・広報

- ・ 読書週間及び「子ども読書の日」に関連して、学校や図書館などでは、読み聞かせボランティア等と連携を図り、子どもだけでなく大人への啓発・広報も一層推進します。

＜努力目標＞

「子ども読書の日」(4月23日)・秋の読書週間(10月27日～11月9日)に

読書啓発に取り組んだ市立図書館 100%⁹

⁹ * 内容を各館で検討し、実施記録を残します。

第3章 推進・支援体制の整備等

1 市における推進・支援体制の整備

<現状>

- ・ 磐田市では、県の教育計画「『人づくり』2010プラン」を念頭に、地域での読み聞かせやお楽しみ会などの催しによる子どもと読書を結びつける活動を進め、また、各学校においても朝読書や教師・ボランティアによる読み聞かせ、読書に関わる行事等により、子どもの読書習慣をつけ、読書能力を高める試みを進めています。
- ・ 市立図書館や社会福祉協議会等では、地域や学校で活動するボランティアを養成・支援する目的で、「読み聞かせボランティア養成講座」を行っています。

<課題>

- ・ 地域や学校において、子どもの読書活動が幅広く豊かに進められていくためには、相互の理解・協力が必要です。各学校に1名の学校司書の配置に努めるとともに、司書教諭、ボランティア、図書館による情報交換の場、研修機会の創設が求められています。

<施策の方向>

ア 関係機関の連携

- ・ 今後、地域での活動や学校の活動が、相互の理解や協力の下に進められるよう、計画作成に携わった関連機関が連携して本計画の推進を図ります。

イ 推進計画の評価と見直し

- ・ この推進計画は、充実した子どもの読書活動が進められるよう、平成27年度までの計画推進期間まで毎年度評価と見直しを行います。

2 書店との連携

<現状>

- ・ 一部の書店では、子どもたちが気軽に手にとって本に親しめるスペースが設けられています。「サン・ジョルディの日」¹⁰など独自の読書推進のPRをしている書店もあります。

<課題>

- ・ 近年、急速に普及しつつある電子書籍等の取り扱いについて検討する必要があります。
- ・ 行政、書店、出版関係団体との連携が十分に図られていません。
- ・ 多様な出版物の中、良心的な児童書が子どもたちの目に触れるためには、市内の書店

¹⁰ 日本では、日本書店組合連合会と日本カタルーニャ友好親善協会などが、1986年に4月23日を「サン・ジョルディの日」と定める。2001年12月に公布された子どもの読書活動の推進に関する法律10条において子ども読書の日に定められている。

にも選ばれた児童書が多く揃えられる事が望まれます。

＜施策の方向＞

◇ 書店との協働

- ・ 子どもたちが、どこに行っても子どもの心の糧になる本に多く出会えるよう、書店とも理解と協力の中、読書活動の推進を呼び掛けていきます。

3 報道機関との連携

＜現状＞

- ・ 各新聞社では「読書」のページを大きく設け、子どもの本の広報など読書啓発を行っています。

＜課題＞

- ・ 学校や市立図書館では「茶の間ひととき読書運動」や読書リストの作成など多彩な子どもの読書活動が実践されており、報道機関への積極的な情報提供が必要です。

＜施策の方向＞

◇ 市記者クラブへの情報提供

- ・ 市役所内にある磐田メディアセンターは、市記者クラブをはじめ、記者が市内の各種情報を得るために訪れる機会が多いので、子どもの読書活動に関わるイベント・情報を市民に伝えるため、市内の取り組みが報道されるよう、情報提供に努めます。

4 施策の実施に向けて

市は、本計画に掲げられた各種施策を実施するため、必要な予算措置、その他の措置を講ずるよう努めます。

重点的取組及び数値目標

○目標項目	平成22年度実績	平成27年度	備 考
○児童図書の蔵書冊数 (12歳以下の子ども1人あたり)	11冊	13冊以上	県の目標値は10冊
○図書館の児童図書の年間貸出冊数 (12歳以下の子ども1人あたり)	25冊	27冊以上	県の目標値は24冊
○「子ども読書の日」(4月23日)・秋の読書週間(10月27日～11月9日)に読書啓発に取り組んだ市立図書館	60%	100%	継続だが、内容・方法を検討

○目標項目	小・中学校	平成22年度実績	平成27年度	備 考
○朝読書実施学校数の割合	小学校	95.6%	100%	1週間の読書回数増加
	中学校	100%	100%	
○読み聞かせ実施学校数の割合	小学校	95.6%	100%	ボランティアの募集・資質向上
	中学校	60%	100%	
○1か月目標読書冊数	小学校	8冊	低中高別	低学年8冊 中学年6冊 高学年4冊
	中学校	3冊	3冊	
○図書標準達成学校数の割合	小学校	30%	60%	計画的に予算化
	中学校	10%	30%	
○司書教諭配置学校数の割合	小学校	78%	100%	小規模校(12学級未満)へ配置 司書教諭としての週時数(3)
	中学校	100%	100%	
○学校司書配置学校数の割合	小学校	100%	100%	嘱託等の巡回訪問
	中学校	100%	100%	

参考資料

1 市立図書館の現状

平成 23 年 3 月末現在

(1) 資料の所蔵状況

資料名	中央	福田	竜洋	豊田	豊岡	計
一般書	212,921	51,720	73,961	79,075	33,697	451,374
児童書	105,221	29,223	43,127	51,163	20,867	249,601
郷土資料	32,493	3,779	5,518	9,094	1,671	52,555
参考書	8,047	1,330	2,858	3,438	154	15,827
雑誌	11,627	1,257	1,721	5,661	1,812	22,078
図書小計	370,309	87,309	127,185	148,431	58,201	791,435
レコード	857	0	0	0	0	857
カセット	1,176	0	0	109	0	1,285
CD	4,510	2,117	4,495	2,042	0	13,164
ビデオ	1,463	1,407	2,696	1,680	1,014	8,260
LD	0	0	0	82	0	82
DVD	292	561	844	1,005	241	2,943
CD-ROM	0	0	0	0	0	0
AV小計	8,298	4,085	8,035	4,918	1,255	26,951
合計	378,607	91,394	135,220	153,349	59,456	818,026

(2) 利用状況

平成 22 年度統計

種別	0～6 歳	7～12 歳	13～15 歳	16 歳以上	合計
登録者数	2,586 人	8,278 人	3,853 人	99,466 人	64,886 人
貸出点数	137,283 点	210,026 点	28,964 点	1,040,121 点	1,416,394 点

(3) 開館時間・休館日等

館名	中央図書館	福田図書館	竜洋図書館	豊田図書館	豊岡図書館
開館時間 (土・日・祝)	9:00～19:00 (9:00～17:00)	9:30～18:00	9:30～18:00	9:30～18:00	9:30～18:00
休館日	月曜日	月曜日 祝日	月曜日 祝日	月曜日	月曜日 祝日
	年末年始	年末年始	年末年始	年末年始	年末年始
	第 4 金曜日	第 4 木曜日	第 4 水曜日	第 4 木曜日	第 4 水曜日
	資料点検期間	資料点検期間	資料点検期間	資料点検期間	資料点検期間

2 子どもの読書活動推進関係機関一覧

子どもの読書活動推進関係機関一覧

施設・機関名	住所	電話番号
行政		
市市民部市民活動進課協働・共生社会推進グループ	磐田市国府台 3-1	0538-37-4710
市市民部市民活動進課生涯学習推進グループ	磐田市国府台 3-1	0538-37-4886
市健康福祉部健康増進課	磐田市国府台 57-7	0538-37-2011
市健康福祉部子育て支援課	磐田市国府台 57-7	0538-37-4853
福田支所市民生活課 福祉保健グループ	磐田市福田 400	0538-58-2387
竜洋支所市民生活課 福祉保健グループ	磐田市岡 729-1	0538-66-8800
豊田支所市民生活課 福祉保健グループ	磐田市森岡 150	0538-37-6483
豊岡支所市民生活課 福祉保健グループ	磐田市下野部 48	0539-63-0039
市教育委員会学校教育課	磐田市国府台 3-1	0538-37-4921
市教育委員会教育総務課	磐田市国府台 3-1	0538-37-2773
図書館		
磐田市立中央図書館	磐田市見付 3599-5	0538-32-5254
磐田市立福田図書館	磐田市福田 1552-1	0538-58-3300
磐田市立竜洋図書館	磐田市豊岡 6605-3	0538-66-7788
磐田市立豊田図書館	磐田市上新屋 304	0538-36-1711
磐田市立豊岡図書館	磐田市下野部 48	0539-62-3210
保育園・子育て支援施設		
磐田北保育園	磐田市見付 2367-1	0538-32-2807
二之宮保育園	磐田市二之宮 962-1	0538-32-3460
福田保育園	磐田市福田 5489-30	0538-55-2446
竜洋西保育園	磐田市川袋 1963-1	0538-66-2924
竜洋東保育園	磐田市中平松 30-4	0538-66-2907
竜洋北保育園	磐田市堀之内 46	0538-66-1170
豊田北保育園	磐田市加茂 930	0538-32-4654
豊田西保育園	磐田市池田 871	0538-32-3929
豊田南第3保育園	磐田市一言 1490	0538-36-0767
こうのとり保育園	磐田市国府台 84-3	0538-32-4732
いずみ保育園	磐田市見付 2693	0538-36-6357
いずみ第二保育園	磐田市城之崎一丁目 2354-2	0538-35-3326
いずみ第三保育園	磐田市見付 5018-5	0538-39-1050
西貝保育園	磐田市西貝塚 3037	0538-32-3975

施設・機関名	住所	電話番号
こうのとり東保育園	磐田市東新町二丁目 11-13	0538-35-8567
みなみしま保育園	磐田市南島 164-1	0538-55-6255
豊田みなみ保育園	磐田市豊田西之島 552	0538-32-3078
ひまわり保育園	磐田市上新屋 457-1	0538-35-5658
とみがおか保育園	磐田市富丘 162-1	0538-35-2524
こうのとり豊田保育園	磐田市下本郷 1055	0538-35-2523
広瀬保育園	磐田市上神増 460-1	0539-62-2104
福田児童館	磐田市福田 720-1	0538-58-1566
豊岡児童館	磐田市壱貫地 168-1	0539-63-0047
子育て支援総合センター「のびのび」・ ファミリーサポートセンター	磐田市中泉 497 天平のまち 3F	0538-37-4102
子育て支援センター「にっこにこ」	磐田市国府台 57-7 i プラザ内	0538-31-0115
子育て支援センター「エンジェル」	磐田市国府台 84-1 こうのとり保育園内	0538-32-4732
子育て支援センター「ほのぼの」	磐田市南島 164-1 みなみしま保育園内	0538-55-6171
子育て支援センター「あいあい」	磐田市壱貫地 168-1 豊岡児童館内	0539-63-0047
子育て支援センター「ニッセの部屋」	磐田市弥藤太島 500-1 豊田福祉センター内	0538-36-8195
子育て支援センター「こどもの家」	磐田市岡 783-1 竜洋コミュニティーセンター内	0538-66-9000
こどもの森のひろば	磐田市城之崎一丁目 2-13	0538-36-1311
多文化交流センター「こんにちは」	磐田市東新町 1 丁目 1 - 8	0538-35-2512
幼稚園		
磐田北幼稚園	磐田市見付 2366-1	0538-32-3450
磐田南幼稚園	磐田市千手堂 1075	0538-32-4316
大藤幼稚園	磐田市大久保 640-5	0538-38-0824
向笠幼稚園	磐田市向笠竹之内 397-13	0538-38-0456
長野幼稚園	磐田市小島 362-2	0538-34-5813
岩田幼稚園	磐田市匂坂中 987	0538-38-1454
田原幼稚園	磐田市三ヶ野 936-1	0538-35-3505
東部幼稚園	磐田市東貝塚 205-1	0538-32-0718
磐田中部幼稚園	磐田市中泉 1853-1	0538-34-5815
南御厨幼稚園	磐田市東新屋 351-5	0538-35-7811

施設・機関名	住所	電話番号
磐田西幼稚園	磐田市中泉 2522-2	0538-35-5644
豊浜幼稚園	磐田市豊浜 2921	0538-55-2571
ひまわり幼稚園	磐田市大原 3000	0538-55-2972
福田中幼稚園	磐田市福田 1555-1	0538-55-4130
福田西南幼稚園	磐田市福田中島 363-1	0538-58-0716
竜洋幼稚園	磐田市豊岡 6605-3	0538-66-5333
豊田南幼稚園	磐田市森下 280	0538-35-5695
豊田北部幼稚園	磐田市加茂 1027-2	0538-36-0757
青城幼稚園	磐田市中田 610	0538-32-6739
豊田東幼稚園	磐田市高見丘 65	0538-32-5279
豊岡北幼稚園	磐田市新開 541	0539-62-2545
豊岡南幼稚園	磐田市上神増 1410	0539-62-2544
豊岡東幼稚園	磐田市敷地 874	0539-62-2543
磐田聖マリア幼稚園	磐田市国府台 54-3	0538-32-5334
富士見幼稚園	磐田市富士見町 1-4-4	0538-32-0751
龍の子幼稚園	磐田市前野 2575	0538-35-5144
小学校		
磐田北小学校	磐田市見付 2352	0538-32-6168
磐田中部小学校	磐田市中泉 1203-2	0538-32-5101
磐田西小学校	磐田市中泉 2522-2	0538-32-2275
磐田南小学校	磐田市千手堂 1356-1	0538-32-2553
東部小学校	磐田市東貝塚 206	0538-32-2490
大藤小学校	磐田市大久保 282-1	0538-38-0021
向笠小学校	磐田市向笠竹之内 391-6	0538-38-0390
長野小学校	磐田市小島 736	0538-32-5437
岩田小学校	磐田市匂坂中 987	0538-38-1854
田原小学校	磐田市三ヶ野 1030-1	0538-32-5445
富士見小学校	磐田市富士見町 4-9-5	0538-36-0770
福田小学校	磐田市下太 380	0538-55-2129
豊浜小学校	磐田市豊浜 9	0538-55-2570
竜洋東小学校	磐田市中平松 23	0538-66-2034
竜洋西小学校	磐田市川袋 1900	0538-66-2134
竜洋北小学校	磐田市堀之内 356	0538-66-1190
豊田南小学校	磐田市森下 300	0538-32-5273
豊田北部小学校	磐田市加茂 1026	0538-32-3857
青城小学校	磐田市中田 55	0538-35-4128

施設・機関名	住所	電話番号
豊田東小学校	磐田市高見丘 57	0538-37-0621
豊岡南小学校	磐田市上神増 1410	0539-62-2155
豊岡東小学校	磐田市敷地 891-1	0539-62-2044
豊岡北小学校	磐田市下野部 158-1	0539-62-2036
中学校		
磐田第一中学校	磐田市国府台 39-1	0538-32-6101
城山中学校	磐田市見付 263-3	0538-32-6108
向陽中学校	磐田市向笠竹之内 1162-2	0538-38-0339
神明中学校	磐田市鎌田 2262-74	0538-32-4644
南部中学校	磐田市野箱 32	0538-35-7575
福田中学校	磐田市福田中島 3753-1	0638-55-2101
竜洋中学校	磐田市豊岡 4473-8	0538-66-2324
豊田中学校	磐田市加茂 243	0538-32-4637
豊田南中学校	磐田市立野 200	0538-37-3451
豊岡中学校	磐田市合代島 943	0539-62-2085
磐田東中学校	磐田市見付 180-5	0538-32-6118

3 磐田市子どもの読書活動推進委員

	氏 名	所 属
1	大須賀 孝士	市民部 市民活動推進課 協働・共生社会推進グループ
2	水谷 優香子	市民部 市民活動推進課 生涯学習推進グループ
3	青島 一恵	健康福祉部 子育て支援課
4	深田 みどり	豊田北保育園 保育士
5	古川 知香恵	健康福祉部 健康増進課
6	橋本 こずえ	健康福祉部 健康増進課
7	近藤 誠	教育委員会事務局 学校教育課
8	堀内 典子	城山中学校 教諭
9	岩田 敦子	豊岡南小学校 教諭
10	鎌田 直子	竜洋幼稚園 教諭
11	鈴木 もとこ	教育委員会事務局 教育総務課
12	鷺見 美都江	教育委員会事務局 教育総務課
13	金原 伸治	中央図書館 館長
14	長島 雄一郎	中央図書館 主幹
15	清水 康裕	中央図書館
16	近藤 経子	中央図書館
17	鈴木 智恵	中央図書館
18	高橋 潤	福田図書館
19	三上 悦子	竜洋図書館
20	原田 方子	豊田図書館
21	田中 明美	豊岡図書館

磐田市子ども読書活動推進計画（第2次計画）

編集 磐田市立中央図書館

発行 平成23年7月

磐田市教育委員会

〒438 8650 磐田市国府台3 - 1